

大和市条例第17号

大和市歩きスマホの防止に関する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第17号

大和市歩きスマホの防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、歩きスマホが交通事故等を引き起こす可能性のある危険な行為であることに鑑み、公共の場所における歩きスマホの防止について基本的事項を定めることにより、歩きスマホの防止に関する施策の推進及び意識の高揚を図り、もって安心して快適に通行し、及び利用することができる公共の場所の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 市内の道路、駅前広場、公園その他の公共の用に供される場所（室内及びこれに準じる場所を除く。）をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、在勤し、若しくは在学し、又は市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む者をいう。
- (4) スマホ等 スマートフォン、携帯電話、タブレット端末又はこれらに類する物をいう。
- (5) 歩きスマホ スマホ等の画面を注視しながら歩行することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、歩きスマホの防止に関する意識啓発等、この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する歩きスマホの防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(歩きスマホの禁止)

第5条 何人も、公共の場所において歩きスマホを行ってはならない。

2 何人も、公共の場所におけるスマホ等の操作は、他者の通行の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければならない。

(施策)

第6条 市は、市民等及び事業者と連携し、歩きスマホの防止に関する情報の収集、啓発活動その他必要な施策を実施する。

(財政上の措置)

第7条 市は、歩きスマホの防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。